

アジア諸国と人権（その十五）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

で、ジャーティの数はインド全土で二、三千もあり、各地域の社会生活のなかで独自の機能を果たしてきました。ただし不可触民以外のジャーティは、四種のバルナのいすれかに属しているため、カーストがバルナと混同されがちなのです。

ヒンドゥー教徒はインド総人口の八三パーセントを占めますが、ヒンドゥー教と社会制度としてのカーストとは不可分に結び付いてきました。日本ではカースト制度といえば、インド古来のバラモン（司祭階層）、クシャトリア（王侯・武士階層）、バイシャ（農牧商・庶民階層）、シユードラ（隸属民）の四種別を指し、その下にどの階層にも入らない不可触民（アウトカースト、アントラッチャブル）が置かれていると考えられがちです。しかし、インドではこの種別をバルナと呼び、「同じ生まれの者の集團」を指すジャーティと区別しています。つまり、人は生まれつきいすれかのジャーティに所属するわけ

の慣行があり、それを破った者は制裁を受け、カーストから追放されると他のカーストにも受け入れられない、といった諸点です。ヒンドゥー教には、靈魂は前世になした行為（業）に縛られ、さまざま姿をとつて生まれ代わる（輪廻）という基本的な信仰があり、それが長い歴史のかでいろいろな要因と絡み合つてカースト制度を産み出してきたのでしょう。また、各カーストの職業や慣行が、淨・不淨（清らか・汚い）という観点から評価され、それが特定の職業に就く人びとにに対する偏見・侮蔑に繋がってきたのです。

このカースト制度は、一面で社会秩序の維持に役立ちますが、他面で社会を停滞させ変革を妨げかねません。すでに英國の植民地時代から、新しい土地・教育・司法・官僚などの制度の導入とともに、交通・通信制度の整備、産業・貨幣経済の発展、工業製品の農村への流入、人口の都市への集中が見られ、西欧式自由平等思想の影響もあって、カースト制度は大きな動搖を経験してきました。独立後の一九五〇年に制定されたインド憲法が、『宗教、人種、性、出生地』と並んで『カースト』を根拠とする「差別禁止」を規定したことは、すでに見たとおりです。また憲法第七条は「不可触民は廃止され、いかなる形態の不可触民性も禁止される」と明記しました。さらに憲法は、とくに「指定されたカースト（Scheduled Castes）や指定された部族（Scheduled Tribes）」について、人口比率よりも有効な議員選出権を認め、その後も改正を重ねて、広く「社会的・教育的に後れた立場にある人びと」の声を政治によりよく反映させる努力が続いているです。

しかしながら、法令の規定はともかく、社会的な事実としての差別とくに不可触民（最近ではダリット[Dalit]といわれます）に対する差別は、なかなか解消しません。たとえば、法律で禁じられているにもかかわらず、ダリット

の人たちに『伝統的な仕事として』人糞を手で掃除させる慣行は続いています。五六五の村落における最近の調査によれば、このうち三三%の村落で衛生作業に従事する公務員がダリットの家屋に行くことを拒否した、三七・八%の公立学校でダリットの子供たちと一緒に食事することが拒否された、二七・六%の村落でダリットの人たちが警察署へ入ることを拒否された、二三・五%の村落で郵便物をダリットの自宅へ配達することが拒否された、さらには四八・四%の村落でダリットの人たちが水汲み場の利用を拒否された、と報告されています。

これも先に触れたように、インドでは少年労働や債務奴隸が無くなりませんが、その犠牲者はダリットの人たちである例が少なくありません。また、男性の女性に対する暴力行為の被害者もしばしばダリットであり、それもダリット以外の男性が加害者である例が多いのです。こうした事態に対してダリットの人びと、とくにダリットの女性が組織して抗議の声を上げ、ときとして成果を挙げるケースが増えてきたことは歓迎すべきです。けれども、そのような例はまだまだ少なく、問題の解決には程遠い状況です。